

1. 組 織

三島市防災会議条例

昭和 37 年 11 月 1 日
 条例 第 5 号
 改正 昭和 53 年 7 月 3 日 条例第 5 号
 改正 平成 12 年 3 月 30 日 条例第 7 号
 改正 平成 24 年 10 月 5 日 条例第 34 号
 改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 28 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三島市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 静岡県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 三島市教育委員会の教育長
 - (6) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 三島市消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
 - (10) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第34号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第3条第7項の規定は、平成25年4月1日以後に三島市防災会議の委員として委嘱された者について適用し、同日前に三島市防災会議の委員として委嘱された者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年条例第28号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

三島市防災会議委員編成表

会長 三島市長

令和7年3月1日現在

三島市防災会議委員	
国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所長	(公社) 静岡県看護協会東部地区支部長
陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長	(株)エフエムみしま・かんなみ代表取締役社長
静岡県東部危機管理監	三島商工会議所会頭
静岡県沼津土木事務所長	富士伊豆農業協同組合三島函南地区本部長
三島警察署長	三島市防火協会会長
三島市消防団長	日本大学国際関係学部長の推薦する者
東海旅客鉄道(株)三島駅長	順天堂大学保健看護学部長の推薦する者
西日本電信電話(株)静岡支店長	三島市私立幼稚園・認定こども園協会会長
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社長	三島市民間保育園長会代表(防災担当)
静岡ガス(株)東部センター長	三島市自治会連合会代表(防災・水防担当)
(一社)静岡県LPGガス協会三島地区長	三島市社会福祉協議会会長
伊豆箱根鉄道(株)代表取締役社長	三島市消防団本部部長(女性団員)
三島市建設事業協同組合理事長	三島市防災指導員
三島建設業協力会会長	三島市民生委員・児童委員協議会理事
三島市指定上下水道工事店協同組合代表理事	三島市副市長
(一社)三島市医師会会長	三島市教育長
(一社)三島市歯科医師会会長	富士山南東消防本部三島消防署長
三島市薬剤師会会長	

三島市災害対策本部条例

昭和 37 年 11 月 1 日
条 例 第 6 号
改正 平成 8 年 7 月 1 日 条例第 19 号
改正 平成 24 年 10 月 5 日 条例第 35 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、三島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

三島市災害対策本部運営要領

昭和 59 年 8 月 8 日制定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、三島市災害対策本部条例（昭和 37 年三島市条例第 6 号）第 4 条の規定に基づき、三島市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織及び分掌事務）

第 2 条 対策本部に、部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置き、その組織及び事務分掌は、別表第 1 のとおりとする。

（副本部長）

第 3 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

3 前項に規定する副本部長に事故があるときは、危機管理監がその職務を代理する。

（本部事務局長）

第 4 条 災害対策本部事務局長（以下「本部事務局長」という。）は危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局長は、本部長の命を受け、本部長に代わって、副本部長を除く災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮し、本部の事務を処理する。

（本部員）

第 5 条 本部員は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。

（部長及び班長）

第 6 条 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、部長を補佐し、班の所掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務処理にあたる。

（対策本部の設置）

第 7 条 本部長は、三島市地域防災計画の定めるところにより対策本部を設置する。

2 対策本部が設置されたときは、本部室を三島市総合防災センター災害対策本部室に置く。ただし、災害の状況により本部長が適当と認めたときは、他の会議室に置くことができるものとする。

3 本部室に、「三島市災害対策本部」の表示をする。

4 対策本部の庶務は、本部運営班が行う。

（本部員会議）

第 8 条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部事務局長及び本部員をもって構成し、必要に応じて防災関係機関の職員等の参加を求めることができる。

3 前項の防災関係機関とは、別表第 3 のとおりとする。

4 本部員は、それぞれの所掌事務に関する災害応急対策の実施状況について、本部員会議に報告

しなければならない。

(現地配備員)

第 9 条 災害救助活動を円滑に行うための地域拠点とするため、避難所に現地配備員を派遣する。

2 前項の規定により派遣する現地配備員については、別に定める。

(現地調査員)

第 10 条 対策本部が設置されたときは、別に定める配置計画により、現地調査員を置き、部長が所属部内の班員のうちから指名する。

2 現地調査員は、担当区域の自治会長等と連絡を密にし、災害の未然防止に努めるとともに、災害発生後は被害の調査に当たるものとする。

(国・県職員及び自衛隊の派遣要請)

第 11 条 本部長は、災害の発生が予想され、又は災害が発生した場合は、必要に応じ、国・県の職員又は自衛隊の派遣を要請するものとする。

(防災関係機関との連絡)

第 12 条 本部長は、防災会議を構成する防災関係機関と常に密接な連絡を取り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。

(対策本部の廃止)

第 13 条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第 14 条 本部長は、対策本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに対して通知する。

(1) 県災害対策本部（県方面本部）

(2) 防災関係機関

(3) 報道関係機関等

(服務等)

第 15 条 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、三島市地域防災計画に定める配備体制に応じて参集するものとする。

2 職員が参集するための連絡方法は、別に定める。

3 職員は、対策本部が発し、又は受領する指令、指示及び報告等について記録を励行し、その受理及び伝達を確実に行わなければならない。

4 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。

5 職員は、災害応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

6 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は対策本部の活動に支障を生じないよう注意しなければならない。

7 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(雑則)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長がその都度

定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和 59 年 8 月 8 日から適用する。
- 2 三島市災害対策本部要綱（昭和 45 年 4 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 14 日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 3 日制定）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日制定）

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 29 日制定）

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 28 日制定）

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日制定）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 27 日制定）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 18 日制定）

この要領は、平成 21 年 12 月 18 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日制定）

この要領は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 1 日制定）

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 30 日制定）

この要領は、平成 28 年 6 月 30 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日制定）

この要領は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日制定）

この要領は、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日制定）

この要領は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日制定）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 12 日制定）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日制定）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日制定）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日制定）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第2条関係)

三島市災害対策本部の組織及び事務分掌

部	班	担当課	事務分掌
共通			来庁者の避難誘導及び安全確保 来庁者の救出・救護活動 災害情報の収集及び本部への伝達 各部署の職員の安否確認 自治会・町内会等の被害調査
各施設管理の担当課			施設利用者等への情報伝達及び避難誘導 施設の災害防止措置 施設利用者等の安否情報の収集及び報告 防災拠点となる施設の活動準備及び従事 避難者の受け入れ保護 施設の被害状況調査及び本部への報告 施設の応急復旧措置 施設利用者及び関係者、近隣自主防災会等への協力要請
企画戦略部 議会事務局 監査委員事務局	本部運営班	危機管理課 秘書課 本部支援員(指定職員)	災害対策本部の設置及び運営 本部会議の開催 本部長の命令伝達 地震及び気象情報の掌握 災害情報の総括 防災関係機関との連絡調整 自衛隊、緊急消防援助隊及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動要請及び受け入れ 県、協定締結団体等への応援要請及び連絡調整 安否情報の収集及び整理並びに県への報告 防災行政無線等の管理及び運営 オフロードバイク隊の活動指示 避難所運営支援システムの運用 県に対する被害状況等の定時報告 県に対する人員、物資等の支援要請 他機関応援職員等の受け入れの総括 避難所運営の調整 ヘリポート基地の設置 災害救助法の適用の申請 災害活動状況の記録 災害記録の整理保存 秘書課 本部長、副本部長の秘書 国及び県の関係者その他外来者の対応
情報班		指定職員 政策企画課 デジタル戦略課 議会事務局 監査委員事務局	【電話受付係】 災害情報の電話受付 【システム監視係】 SNS自動収集解析システム等の監視 【情報処理係】 災害情報の整理及び分析 災害情報に対応する班、関係機関の決定 避難者情報の問い合わせの対応 本部運営班への情報の伝達 オフロードバイク隊からの情報収集 政策企画課 部内及び他部との連絡調整
動員対策班		人事課	職員の非常招集及び解除 職員の配備状況の把握 職員等の安否確認及び対策 職員の動員調整及び健康保持 職員の勤務管理 職員の食料確保 派遣職員の受け入れ
広報班		広報広聴課	市民等への気象情報、警報、予想される災害の事態等の伝達 災害状況、被災者支援等の広報活動 記者会見の実施 災害に関する記録写真等の撮影、収集及び整理
避難所支援班		行政課	避難所及び在宅避難者の状況の取りまとめ 避難所及び在宅避難者の水・食料・生活必需品等の物資要請の対応 避難所との連絡調整
オフロードバイク隊		指定職員	緊急輸送路、救護施設の被災状況の情報収集 本部からの指示による現地確認
現地配備員		指定職員	避難所の開設及び閉鎖 避難所運営の支援 本部への避難所状況の報告 避難所等で必要な水・食料・生活必需品等の物資の要請 避難所及び在宅避難者の避難状況の取りまとめ
作業班		指定職員	災害応急対策に関する各種応援業務

部	班	担当課	事務分掌
企画戦略部	情報システム班	デジタル戦略課	ネットワーク、電子機器等の被害状況調査 ネットワーク、電子機器等の応急復旧措置
	市民相談班	広報広聴課(市民生活相談センター) 国際交流室	被災者からの相談、問合せへの対応 外国籍市民への通訳等の支援 被災者支援総合窓口の開設
環境市民部	環境対策班	環境政策課	部内及び他部との連絡調整 災害により発生した大気汚染、水質汚濁等の拡大防止 工場・事業所の排水施設等の調査及び応急対策の指導 有害化学物質の取扱い施設に係る情報収集及び情報提供 被災動物及び飼主不明動物の保護
	災害廃棄物処理班	廃棄物対策課	ごみの緊急処理 災害廃棄物の仮置場及び仮処理地の設置及び管理 清掃防疫用資機材並びに薬剤の調達及び防疫
	遺体措置班	市民課 環境政策課 地域協働・安全課 北上公民館	遺体措置本部の設置 遺体の措置の実施及び支援 遺族の対応・相談窓口設置 関係機関への職員等の派遣要請 葬祭関係業者への応援要請 火葬場との連絡調整 遺体収容所での埋火葬許可証の発行 市民課
	防犯・交通対策班	地域協働・安全課	公共交通機関の被害状況及び運行状況の把握 自治会・町内会の集会所等の被害状況の把握 防犯対策及び警察署との連絡調整 防犯灯、カーフミラー等の被害状況の把握
こども・健幸 まちづくり部	保育施設班	こども未来課	部内及び他部との連絡調整
		こども保育課	保育施設の被害状況把握
		こども未来課	保育施設等の応急復旧措置
		本町子育て支援センター	保育園児・幼稚園児等の安全確認調査の取りまとめ
		保育園(7園)	保育園・幼稚園等との連絡調整
		幼稚園(9園)	職員の安全確認調査の取りまとめ
		保育園(7園)	保育施設等の一時休止及び再開
		幼稚園(9園)	保育物品の確保
	保健・医療班	発達支援課	園児の安全確保、保護者への受け渡し 給食措置
		保健づくり課	園児の安全確保、保護者への受け渡し
	救援物資管理班	発達支援課	にこパル利用児の安全確保、保護者への受け渡し 施設利用者とその家族に対する応急措置
		保健づくり課	医療機関の被害状況の把握 医療救護対策本部の設置
			医師会、歯科医師会及び薬剤師会への医療救護活動の実施要請
			救護所の設置及び運営
			県本部等への保健師等派遣要請
			医療救護用資材及び緊急医薬品の確保
			国・県等からの応援医療チームの受け入れ
			保健所との連絡調整
			保健衛生活動及び感染症予防
			避難所生活等における健康被害の予防活動
社会福祉部	被災者支援班	保健づくり課	災害による被災者の心身のケア対策
			医療の実施にかかる実費弁償
		スポーツまちづくり課 保険年金課	災害救援物資集積所の開設 災害救援物資の受け入れ 災害救援物資の管理
	体育施設班	スポーツまちづくり課	体育施設の利用者の安全確認及び被害調査 体育施設の応急復旧措置 社会体育関係団体との連絡調整
災害ボランティア班	被災者支援班	福祉総務課	部内及び他部との連絡調整 災害救助法に基づく事務の総括 社会福祉施設の被害状況の取りまとめ 日本赤十字社との連絡調整 被災者支援統合システムの運用 罹災低所得者に対する生活保護の適用 被災者生活再建支援金の申請受付及び支給 罹災低所得者に対する生活福祉資金の貸付 罹災者に対する災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け 見舞金等の申請受付及び支給並びに義援金の配分検討
		福祉総務課	社会福祉協議会との連絡調整 災害ボランティアセンターの設置 ボランティア活動の支援

部	班	担当課	事務分掌
社会福祉部	要配慮者班	介護保険課	福祉避難所の開設要請
		障がい福祉課	要配慮者の避難状況の把握及び福祉避難所での受け入れ調整
		長寿政策課	福祉避難所の開設及び運営
		保険年金課	
		こども保育課	
		こども未来課	
		発達支援課	
		福祉総務課	要配慮者の被災状況の取りまとめ
		障がい福祉課	聴覚障がい者等への情報伝達
			障害者支援施設の被害状況把握及び県への報告
			障がい者福祉関係施設の応急復旧措置
			精神科病院の被害状況把握及び県への報告
			災害時の障がい者の応急措置及び生活相談
		長寿政策課	各地域包括支援センターとの連絡調整
		介護保険課	民間の高齢者福祉関係施設の被害状況調査
		長寿政策課	高齢者福祉関係施設の応急復旧措置
		介護保険課	災害時の高齢者の応急措置及び生活相談
		保険年金課	災害による各種保険料、負担金等の減免
財政経営部	財政班	財政課	部内及び他部との連絡調整
		財政係	災害対策の予算措置
			災害復旧資金の確保
	物資調達班	公共財産保全課(事務職員)	集中管理公用車の配車及び自動車燃料の確保
		財政課	市役所庁舎等の被害状況調査
		契約係	市役所庁舎等の応急復旧措置
			臨時電話の設置
			生活必需品等の確保及び斡旋
			食料の確保及び斡旋
			食料、生活必需品等の避難所への運搬
			災害用車両の借り上げに係る契約
			応急資機材、燃料等の確保
			応急復旧工事等の契約
産業文化部	農業班	課税課	県土地家屋調査士会への応援要請
		市税収納課	権災証明書に係る家屋等の被害状況の調査
			権災証明書(火災に係るものは除く。)の発行
		課税課	災害による市税の減免
		農と食のまちづくり課	部内及び他部との連絡調整
		農業委員会事務局	農地、農業用施設等の被害状況調査
			農地、農業用施設等の応急復旧措置
			農林道及び治山施設の被害状況調査
			農林道及び治山施設の応急復旧措置
			農業協同組合等農業団体との連絡調整
滞留旅客支援班	商工班	家畜伝染病予防及び防疫における県との連携	
			県、農協等との死亡した獣畜処理に係る連絡調整
		農業班	部内及び他部との連絡調整
			農地、農業用施設等の被害状況調査
			農地、農業用施設等の応急復旧措置
		商工観光まちづくり課	農林道及び治山施設の被害状況調査
			農林道及び治山施設の応急復旧措置
			農業協同組合等農業団体との連絡調整
			家畜伝染病予防及び防疫における県との連携
			県、農協等との死亡した獣畜処理に係る連絡調整
計画 まちづくり部	滞留旅客支援班	商工観光まちづくり課	観光関係団体への情報伝達及び連絡調整
		樂寿園	商工会議所及び商店会との連絡調整
		文化のまちづくり課	商工業の被害状況調査の取りまとめ
		まちなか賑わいづくり 推進室	中小企業の経営相談
			中小企業者、労働者等に対する災害資金の融資
		商工観光まちづくり課	観光関係団体への情報伝達及び連絡調整
		樂寿園	商工会議所及び商店会との連絡調整
		文化のまちづくり課	商工業の被害状況調査の取りまとめ
			中小企業の経営相談
			中小企業者、労働者等に対する災害資金の融資
復興計画班	都市計画課	商工観光まちづくり課	帰宅困難観光客に対する避難施設等の情報提供
		樂寿園	飼育動物の保護及び応急措置
		文化のまちづくり課	市民文化会館の安全確認及び被害状況調査
			市民文化会館の応急復旧措置
公園施設班	みどりと水のまちづくり課		文化団体との連絡調整
		商工観光まちづくり課	帰宅困難観光客に対する避難施設等の情報提供
		樂寿園	飼育動物の保護及び応急措置
		文化のまちづくり課	市民文化会館の安全確認及び被害状況調査
危険家屋調査班	住宅政策課 建築指導係 公共財産保全課(建築技師)	市民文化会館の応急復旧措置	市民文化会館の応急復旧措置
			所管施設トイレの保全
		商工観光まちづくり課	文化団体との連絡調整
			文化団体との連絡調整

部	班	担当課	事務分掌
計画 まちづくり部	被災者住宅班	住宅政策課 三島住まい推進室 公共財産保全課(機械・電気技師)	市営住宅入居者の安否情報確認及び安全確保 公共建築物の被害状況調査 公共建築物の応急修理 民間建築物の住宅応急修理及び障害物の除去 応急仮設住宅の管理及び入居 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の情報提供
都市基盤部	道路・河川班	都市整備課 土木課 都市整備課 都市計画課 三島駅周辺整備推進課 企業立地推進課 検査室	部内及び他部との連絡調整 事業中の都市計画道路等の安全確保 事業中の都市計画道路等の被害状況調査 道路、橋梁等の被害状況調査 建設関係団体への協力要請 道路、橋梁等の応急復旧措置 道路の障害物の除去 国、県等の関係機関との連絡調整 道路、橋梁等の災害防止措置 緊急輸送路及び幹線道路の確保 崩壊危険区域の交通規制、立入制限等の措置 道路及び橋梁の通行規制等の措置 交通規制の実施状況の把握 被災地危険度判定の実施及び要請 宅地及びがけ地の災害対策及び被害状況調査 河川、土砂災害等危険区域の情報収集 河川、土砂災害等の応急復旧措置 河川施設の巡視
	水道班	水道課	水道班の本部設置及び運営 上水道施設の被害状況調査 指定給水工事事業者に対する協力要請 上水道施設の応急復旧措置 上水道施設の資材の確保 飲料水の供給 県営駿豆水道、簡易水道組合等との連絡調整及び応急給水の相互協力 市民等に対する断水等の広報 日本水道協会への応援要請 水道事業の経理
	下水道班	下水道課 浄化センター 生活排水対策室	下水道班の本部設置・運営 下水道使用制限実施の報告 仮設トイレの手配 協定に基づく応援の要請 下水道管路施設の被害状況調査 中継ポンプ場、マンホールポンプ場、衛生プラント等の被害状況調査 し尿受入れ方法の調整 終末処理場の被害状況調査 復旧資機材の確保 汚水処理機能の確保 緊急輸送路の交通機能確保 防災拠点・避難所の排水機能の確保 汚水揚水機能の確保 可搬式発電機の調達 雨水排水機能の確保
会計管理者	出納班	会計課	義援金等の受付、受領及び保管
教育推進部	教育班	教育総務課 教育総務課 学校教育課 図書館 学校教育課 小学校(給食施設)	部内、他部及び関係機関との連絡調整 学校等施設の被害状況調査の取りまとめ 学校等施設の応急復旧措置 学校等施設の管理に係る連絡調整 応急教育計画の実施 小・中学校への安否確認実施の指示 小・中学校との連絡調整 教職員の安全確認の取りまとめ 児童・生徒等の安全確認の取りまとめ 給食施設運営の安全確認調査の取りまとめ 給食施設での炊き出しの支援 小・中学校の一時休校及び再開 教科書等の教材・学用品の確保 給食施設を活用した炊き出し
	生涯学習班	生涯学習課 公民館 箱根の里 図書館 中郷分館	社会教育施設の被害状況調査 社会教育施設の応急復旧措置 社会教育団体との連絡調整 図書館の被害状況調査 図書館の応急復旧措置

部	班	担当課	事務分掌
教育推進部	文化財班	文化財課 郷土資料館	郷土資料館の被害状況調査 郷土資料館の応急復旧措置 文化財の被害状況調査 文化財の応急復旧措置
議会事務局	議会班	議会事務局	議員との連絡調整 臨時議会
消防団	消防団	危機管理課 消防連携係	消防団員の安否確認 消防団施設の被害状況調査 消防団員の食料確保及び健康管理

別表第2（第5条関係）

災害対策本部員

区分	職
本部員	環境市民部長
本部員	こども・健幸まちづくり部長
本部員	社会福祉部長
本部員	財政経営部長
本部員	企画戦略部長
本部員	産業文化部長
本部員	計画まちづくり部長
本部員	都市基盤部長
本部員	会計管理者
本部員	富士山南東消防本部三島消防署副署長
本部員	消防団長
本部員	教育推進部長
本部員	議会事務局長
本部員	監査委員事務局長

別表第3（第8条関係）

防 災 関 係 機 関

区分	関 係 機 関
指定地方行政機関	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
県	静 岡 県 東 部 地 域 局
消 防	富 士 山 南 東 消 防 本 部
警 察	三 島 警 察 署
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊
指定公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社
指定公共機関	西日本電信電話株式会社静岡支店
指定公共機関	東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
指定地方公共機関	静 岡 ガ ス 株 式 会 社 東 部 支 社
指定地方公共機関	伊 豆 箱 根 鉄 道 株 式 会 社
指定地方公共機関	株 式 会 社 エ フ エ ム み し ま ・ か ん な み

※上記のほか、必要に応じて関係機関の出席を求めるものとする

三島市地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 12 月 19 日
条 例 第 15 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日 条例第 29 号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、三島市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (2) 三島市教育委員会の教育長
- (3) 富士山南東消防組合の消防職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 三島市消防団長
- (5) 市長が市の職員のうちから任命する者
- (6) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(部)

- 第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
 - 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員が、これに当たる。
 - 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部職員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第29号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

三島市地震災害警戒本部運営要領

昭和 58 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三島市地震災害警戒本部条例（昭和 54 年三島市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、三島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等及び三島市地域防災計画（地震対策編）に基づく東海地震に関連する情報発表時の組織等に關し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び分掌事務)

第 2 条 警戒本部に、部及び班を置く。

2 部に部長を、班に班長を置き、その組織及び事務分掌は、別に定める。

(副本部長)

第 3 条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は副市長及び教育長をもって充てる。

2 副本部長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順序により、その職務を代理する。

3 前項に規定する副本部長に事故があるときは、危機管理監がその職務を代理する。

(本部事務局長)

第 4 条 地震災害警戒本部事務局長（以下「本部事務局長」という。）は危機管理監をもって充てる。

2 本部事務局長は、本部長の命を受け、本部長に代わって、副本部長を除く災害対策本部員（以下「本部員」という。）を指揮し本部の事務を処理する。

(本部員)

第 5 条 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(部長及び班長)

第 6 条 部長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 班長は、部長を補佐し、班の所掌事務について所属職員を指揮監督し、その事務処理にあたる。

(警戒本部の設置)

第 7 条 本部長は、警戒宣言が発令されたときは、警戒本部を設置する。

2 警戒本部が設置されたときは、本部室を三島市総合防災センター災害対策本部室に置く。ただし、本部長が適当と認めたときは、他の会議室に置くことができるものとする。

3 本部室に、「三島市地震災害警戒本部」の表示をする。

4 警戒本部の庶務は、本部運営班が行う。

(本部員会議)

第 8 条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ、本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、本部事務局長及び本部員をもって構成し、必要に応じて防災関係機関の職員等の参加を求めることができる。

- 3 前項の防災関係機関とは、別表 2 のとおりとする。
- 4 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。
(現地配備員)

第 9 条 災害救助活動を円滑に行うための地域拠点とするため、避難所に現地配備員を派遣する。

- 2 前項の規定により派遣する現地配備員については、別に定める。
(警戒本部の廃止)

第 10 条 本部長は、次の場合には大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定により警戒本部を廃止する。

- (1) 三島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたとき
- (2) 警戒宣言が解除されたとき
(関係機関への連絡)

第 11 条 本部長は、警戒本部を設置し、又は廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認められるものに対して通知する。

- (1) 県地震災害警戒本部（県方面本部）
- (2) 防災関係機関
- (3) 報道関係機関等

- 2 前条第 1 号の規定により警戒本部が廃止されたときは、前項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

(東海地震注意情報発表時の体制及び事務)

第 12 条 東海地震注意情報が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制をとるものとする。

- 2 前項の規定に基づき配備についての本部長、副本部長及び本部員は、直ちに三島市総合防災センターに参集し、地震防災応急対策の準備等、必要に応じて協議を行う。
- 3 第 8 条の規定は、地震防災応急対策の準備等に必要な場合に準用することができる。
(東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制及び事務)

第 13 条 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制をとり、配備された職員は情報収集、連絡活動等の事務を行う。

(服務等)

第 14 条 職員は、東海地震注意情報が発表されたときは、三島市地域防災計画に定める配備体制に応じて参集し、さらに警戒宣言が発令されたときは、引き続き所定の場所において防災業務に従事するものとする。

- 2 職員が参集するための連絡方法は、別に定める。
- 3 職員は、警戒本部が発し、又は受領する指令、指示及び報告等について記録を励行し、その受理及び伝達を確実に行わなければならない。
- 4 前項の記録は、地震防災応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで保存しなければならない。
- 5 職員は、地震防災応急対策を支援する防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。

- 6 職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、又は警戒本部若しくは避難所での活動に支障を生じないよう注意しなければならない。
- 7 職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部又は班から協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(雑則)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長がその都度定める。

附 則

この要領は、昭和 58 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 4 月 14 日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 7 月 3 日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 31 日制定)

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 29 日制定)

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 28 日制定)

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 28 日制定)

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日制定)

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 27 日制定)

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日制定)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 1 日制定)

この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日制定)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 28 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 29 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 31 年 4 月 1 日制定）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則（令和 6 年 3 月 21 日制定）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

別表第1(第5条関係)

警 戒 本 部 員

区 分	職
本 部 員	環 境 市 民 部 長
本 部 員	こども・健幸まちづくり部長
本 部 員	社 会 福 祉 部 長
本 部 員	財 政 経 営 部 長
本 部 員	企 画 戰 略 部 長
本 部 員	産 業 文 化 部 長
本 部 員	計 画 まちづくり部長
本 部 員	都 市 基 盤 部 長
本 部 員	会 計 管 理 者
本 部 員	富士山南東消防本部三島消防署副署長
本 部 員	消 防 団 長
本 部 員	教 育 推 進 部 長
本 部 員	議 会 事 務 局 長
本 部 員	監 査 委 員 事 務 局 長

別表第 2 (第 8 条関係)

防 災 関 係 機 関

区 分	関 係 機 関
指定地方行政機関	国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所
県	静 岡 県 東 部 地 域 局
消 防	富 士 山 南 東 消 防 本 部
警 察	三 島 警 察 署
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊
指 定 公 共 機 関	東京電力ハーネスリット株式会社静岡総支社
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社静岡支店
指 定 公 共 機 関	東 海 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
指 定 地 方 公 共 機 関	静 岡 ガ ス 株 式 会 社 東 部 支 社
指 定 地 方 公 共 機 関	伊 豆 箱 根 鉄 道 株 式 会 社
指 定 地 方 公 共 機 関	株 式 会 社 エ フ エ ム み し ま ・ か ん な み

※上記のほか、必要に応じて関係機関の出席を求めるものとする

災害時の配備体制一覧

三島市地域防災計画・三島市水防計画(抜粋)

(1) 共 通

区分	配備基準	配備職員	配備内容	水防本部設置	災対本部設置
事前配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	防災担当各課の一部の職員	情報収集		
警戒準備	・水防本部設置の概ね1時間前 ・水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき	水防本部設置に必要な職員※	速やかに水防本部を設置できる体制		
警 戒	台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき	全職員の1/4程度の職員	・避難指示を遅滞なく発令できる体制 ・速やかに第1配備体制へ移行ができる体制	○	
第1配備	・市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ・気象等に関する特別警報が発表されたとき、もしくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき	全職員の2/5程度の職員	・災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なくできる体制 ・特別警報が発表されたとき第2・3配備に移行することもある	統合	○
第2配備	市内に相当数の被害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○
第3配備	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき	全 職 員	災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○

※：電話受付係、広報班、動員対策班、物資調達班、作業班、教育班、避難所支援班、要配慮者班の一部の職員

(2) 東海地震に関する情報の発表時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	警戒本部
事前配備	「東海地震に関する調査情報(臨時)」発表	防災担当各課の一部の職員	・情報収集及び連絡活動の実施	
第1配備	「東海地震注意情報」発表	全職員の1/4程度の職員	・地震災害警戒本部設置準備 ・第1配備体制要員は防災業務(応急対策準備) ・第2・3配備体制要員は通常業務従事 ・情報の内容によっては地震災害警戒本部設置	△
第3配備	「警戒宣言」発令	全職員	・地震災害警戒本部設置 ・分掌事務に基づく防災業務従事 ・直ちに災害対策本部へ移行できる体制	○
第3配備	東海地震発生	全職員	・地域防災計画に定める事務分掌に従い災害応急対策業務に従事 ・地震発生後、直ちに災害対策本部設置	災害対策本部

(3) 南海トラフ地震臨時情報の発表時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	警戒本部
事前配備	南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	防災担当各課の一部の職員	・情報収集及び連絡活動の実施	
警戒	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	全職員の1/4程度の職員	・情報収集及び連絡活動の実施 ・警戒活動等の実施 ・情報の伝達 ・その他必要な措置を速やかに対応できるよう準備・検討	△
第1配備	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時	全職員の2/5程度の職員	・全般的な情報共有体制をとるとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施 ・警戒宣言発令時に準じ、地震災害警戒本部員会議を開催し、必要な対応について検討 ・その他必要な措置を実施	○
第3配備	南海トラフ地震発生	全職員	・地域防災計画に定める事務分掌に従い災害応急対策業務に従事 ・地震発生後、直ちに災害対策本部設置	災害対策本部

(4) 地震発生時の配備体制

区分	配備基準	配備職員	配備内容	災対本部設置
情報収集	県内で震度5弱以上かつ市内で震度3以下	危機管理担当課の職員	情報収集	
事前配備	市内で震度4	・防災担当各課の一部の職員 ・オフロードバイク隊の職員	情報収集	
第1配備	市内で震度5弱	全職員の2/5程度の職員	災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なく遂行できる体制	○
第2配備	市内で震度5強	全職員の1/2程度の職員	・状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制 ・全避難所開設	○
第3配備	市内で震度6弱以上	全職員	・災害対策(救助)に万全を期す体制 ・全救護所開設	○

(5) 富士山の噴火警戒レベルに応じた配備体制

区分	配備基準	配備職員
情報収集	・噴火予報（レベル1（活火山であることに留意））※1 ・火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制））※2	危機管理担当課の職員
事前配備	火口周辺警報（レベル3（入山規制））	防災担当各課の一部の職員
警 戒	・噴火警報（レベル4（高齢者等避難）） ・噴火警報（レベル5（避難）） ※必要に応じて	全職員の1/4程度の職員
第3配備	噴火後（噴火速報発表後） ※必要に応じて	全職員

※1 協議会が「噴火警戒レベル1（活火山に留意（情報収集体制））をとったとき。

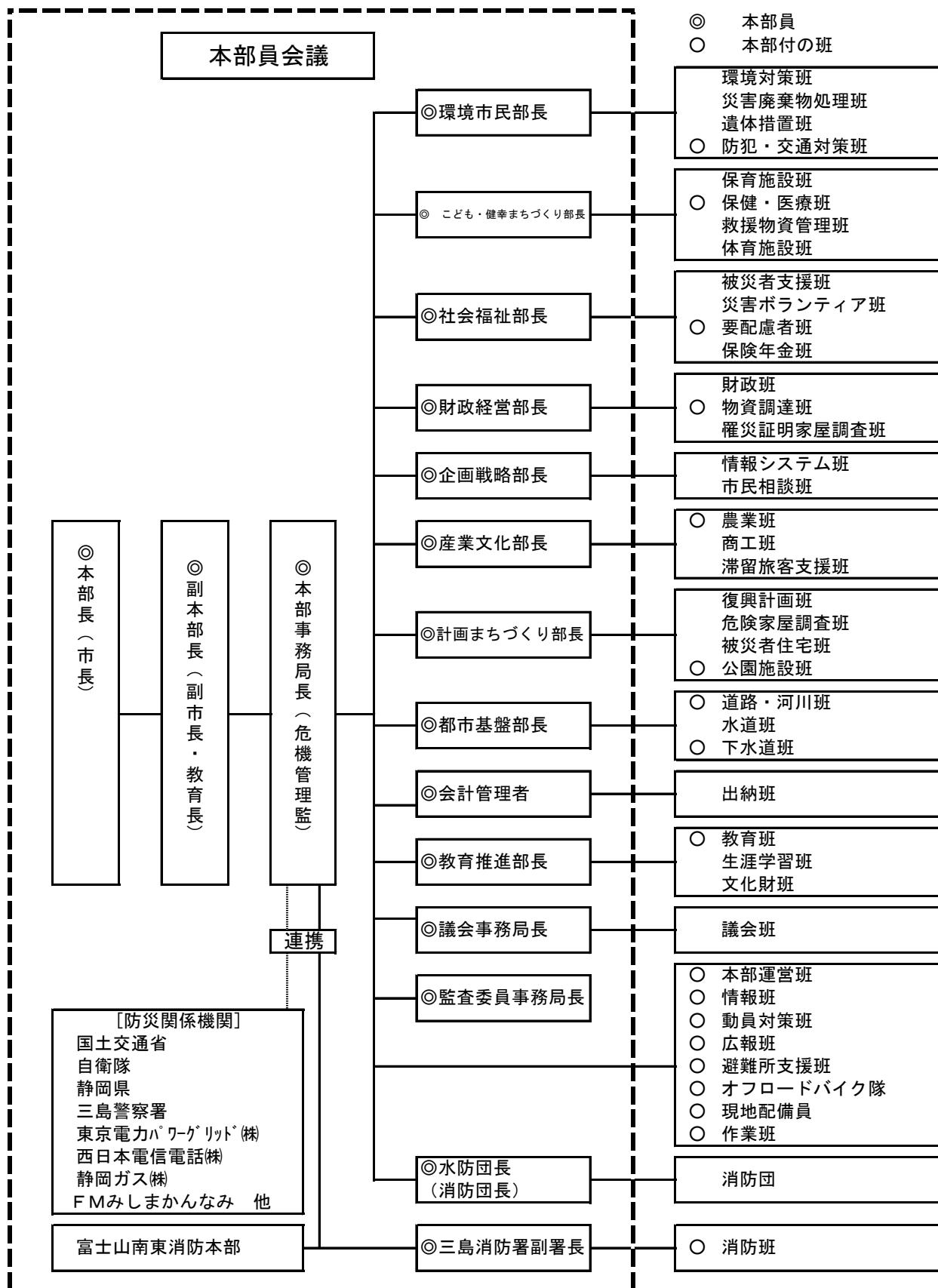
※2 噴火警戒レベル2は引き下げ時の記載。

(6) 水防対策の配備体制

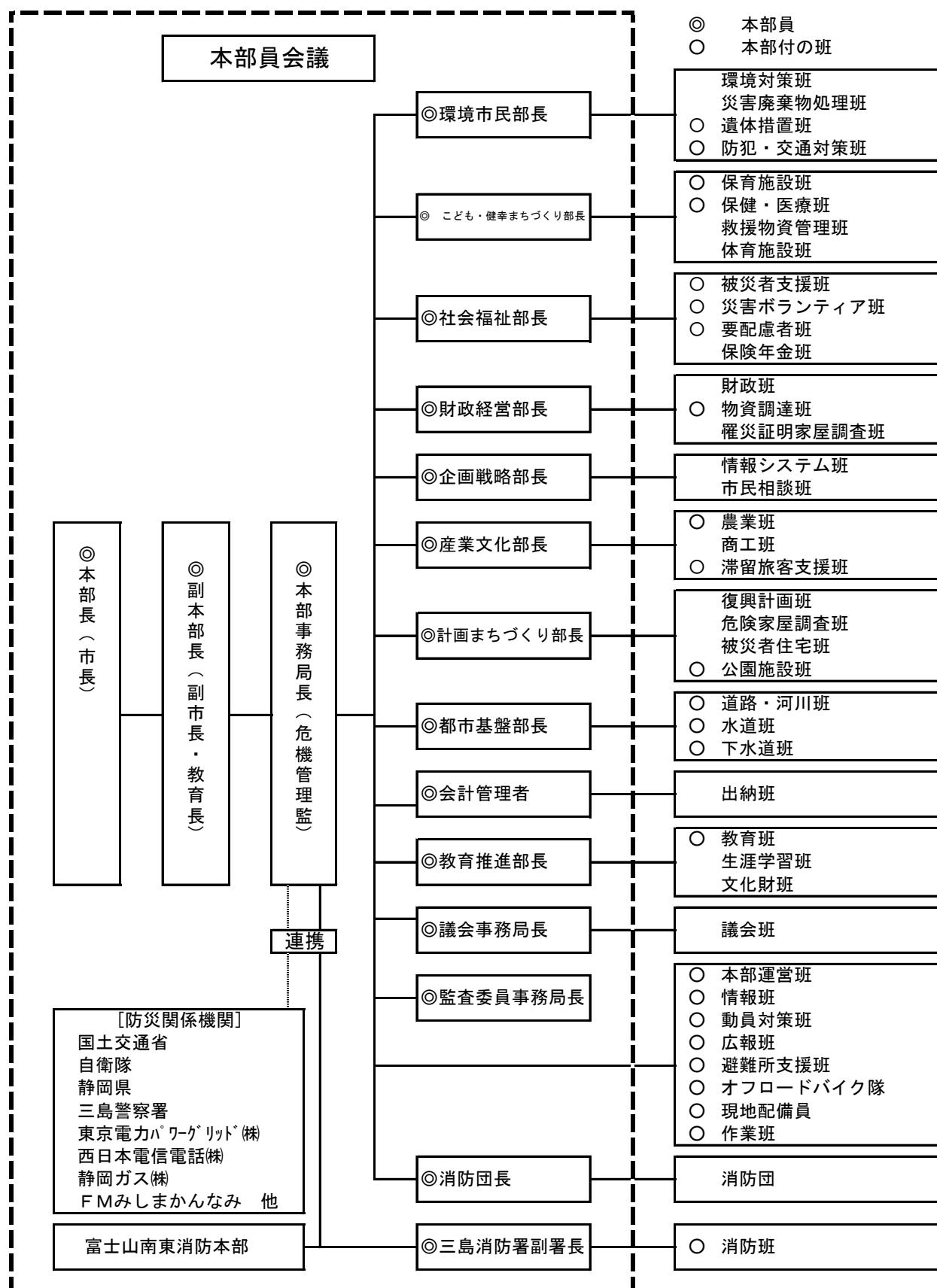
区分	配備基準	配備職員	配備内容	水防本部設置	災対本部設置
事前配備	大雨、洪水、暴風等の気象警報が発表されたとき	防災担当 関係各課の一部の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・各担当課による道路、水門等の監視 ・水防団(消防団)による監視等を行い、状況により警戒体制に移行できる体制 		
警戒準備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部設置の概ね1時間前 ・水防本部を設置するまでもないが一元的な対応が必要なとき 	水防本部設置に必要な職員※	速やかに水防本部を設置できる体制		
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の影響などにより、まとまった降雨や暴風の恐れがあると認められるとき ・狩野川又は大場川の水位が避難判断水位又は氾濫危険水位に達する見込みであるとき 	全職員の1/4程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示を遅滞なく発令できる体制 ・速やかに第1配備体制へ移行ができる体制 	○	
第1配備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に相当数の被害が発生する恐れがあり、本部長(市長)が指示したとき ・気象等に関する特別警報が発表されたとき、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る府県気象情報が発表されたとき 	全職員の2/5程度の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なくできる体制 ・特別警報が発表されたとき第2・3配備に移行することもある 	統合	○
第2配備	市内に相当数の被害が発生し、又は恐れがある場合で、第1配備体制要員の職員では支障があると認められるとき	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○
第3配備	大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき、若しくは一部でも災害が特に甚大と予想され、本部長が指示したとき	全職員	災害対策(救助)に万全を期す体制	統合	○

※：電話受付係、広報班、動員対策班、物資調達班、作業班、教育班、避難所支援班、要配慮者班の一部の職員

【三島市災害対策本部組織図（風水害対策）】



【三島市災害対策本部組織図（地震対策）】



災害対策本部班別担当課一覧

- 本部に常駐する班長
△ 本部会議のみ参加する班長(災害時は各課で指揮する)

本部員	班名	担当課・職員(※:班長)	地震対策		水防	
			本部付班長	本部付連絡員	本部付班長	本部付連絡員
危機管理監 監査委員事務 局長	本部運営班	危機管理課※、秘書課	○		○	
	情報班	情報処理係	○		○	
		電話受付係				
		システム監視係				
	動員対策班	人事課※	○		○	
	広報班	広報広聴課※	○		○	
	避難所支援班	行政課※	○		○	
	オフロードバイク隊	指定職員	○		○	
	現地配備員	指定職員				
	作業班	指定職員				
企画戦略部長	情報システム班	デジタル戦略課※				
	市民相談班	広報広聴課(市民生活相談センター)※、国際交流室				
環境市民部長	環境対策班	環境政策課※				
	災害廃棄物処理班	廃棄物対策課※				
	遺体措置班	市民課※、環境政策課、地域協働・安全課、北上公民館	△	○		
	防犯・交通対策班	地域協働・安全課※	○		○	○
こども・健幸 まちづくり部 長	保育施設班	こども保育課※、こども未来課、本町子育て支援センター、保育園(7園)、幼稚園(9園)、発達支援課		○		
	保健・医療班	健康づくり課※	△	○		
	救援物資管理班	スポーツまちづくり課※、保険年金課				
	体育施設班	スポーツまちづくり課※				
	被災者支援班	福祉総務課※	△	○		
社会福祉部長	災害ボランティア班	福祉総務課※	△	○		
	要配慮者班	介護保険課※、障がい福祉課、長寿政策課、保険年金課、こども保育課、こども未来課、発達支援課、	△	○	○	○
財政経営部長	財政班	財政課(財政係)※				
	物資調達班	公共財産保全課(事務職員)※、財政課(契約係)	○	○	○	○
	罹災証明家屋調査班	課税課※、市税収納課				
産業文化部長	農業班	農と食のまちづくり課※、農業委員会	○	○	○	○
	商工班	商工観光まちづくり課※				
	滞留旅客支援班	商工観光まちづくり課※、楽寿園、文化のまちづくり課、まちなか賑わいづくり推進室	○			

本部員	班名	担当課・職員（※：班長）	地震対策		水防	
			本部付班長	本部付連絡員	本部付班長	本部付連絡員
計画まちづくり部長	復興計画班	都市計画課※				
	公園施設班	みどりと水のまちづくり課※	○	○	○	
	危険家屋調査班	住宅政策課（建築指導係）※、 公共財産保全課（建築技師）				
	被災者住宅班	住宅政策課（三島住まい推進室）※、 公共財産保全課（機械・電気技師）				
都市基盤部長	道路・河川班	土木課※、都市整備課、都市計 画課、三島駅周辺整備推進課、 企業立地推進課、検査室	○	○	○	○
	水道班	水道課※	△	○		
	下水道班	下水道課※、浄化センター、生 活排水対策室	△	○		○
会計管理者	出納班	会計課※				
教育推進部長	教育班	教育総務課※、学校教育課、図 書館（中郷分館含む）、各給食施 設	△	○		○
	生涯学習班	生涯学習課※、箱根の里、公民 館3館、図書館（中郷分館含む）				
	文化財班	文化財課※、郷土資料館				
議会事務局長	議会班	議会事務局※				
消防団長	消防団	危機管理課消防連携係		○		○
三島消防署副署長	消防班	富士山南東消防本部	○	○	○	○
合計	○		13	15	13	9
	△		8	0	0	0

【本部（各部長）との各班との情報伝達の方法】

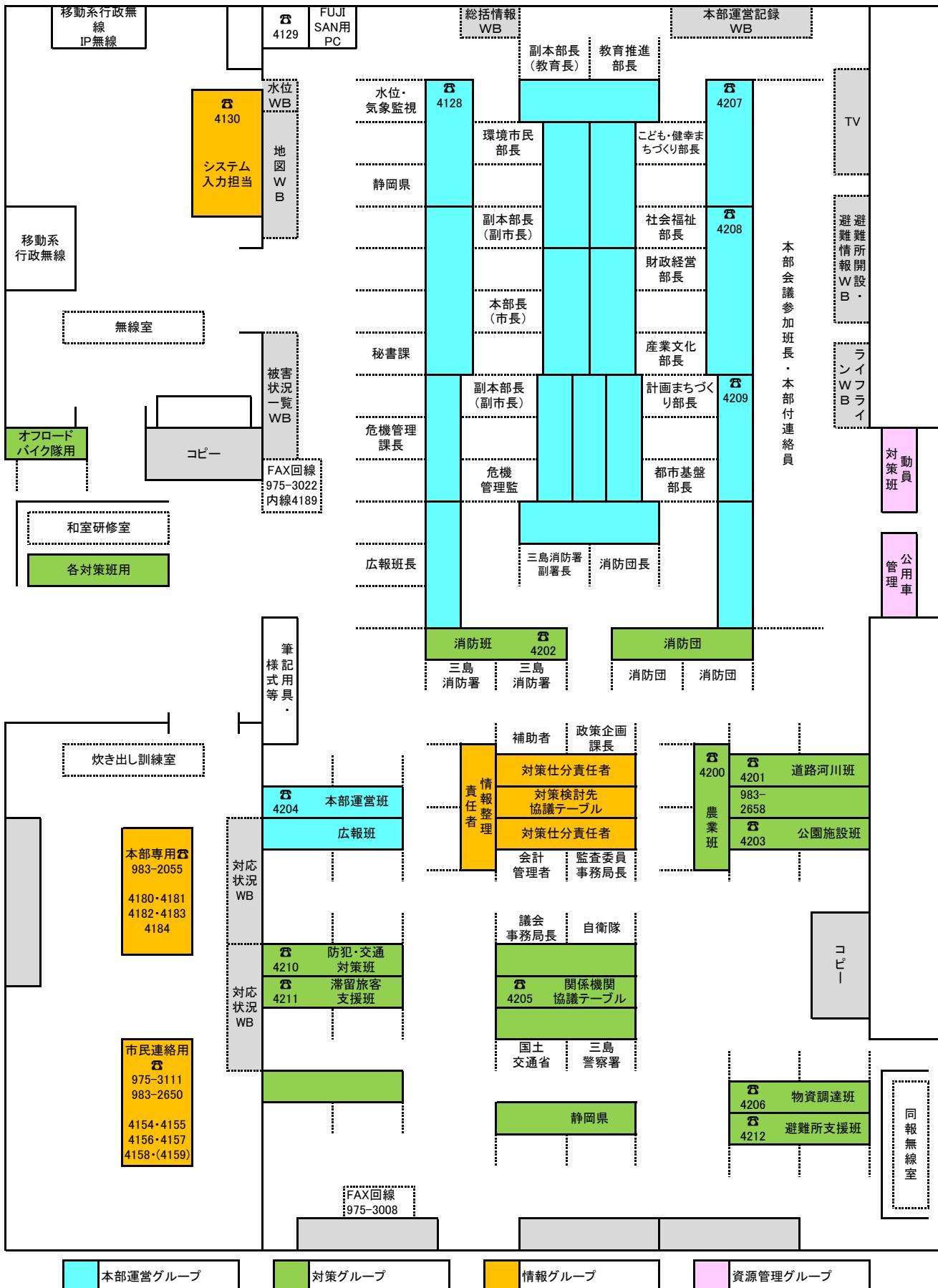
※本部付班長、連絡員のある班は、同職員を通じて伝達する。

※本部付の職員のない班は、部長、部内の連絡員が伝達する。

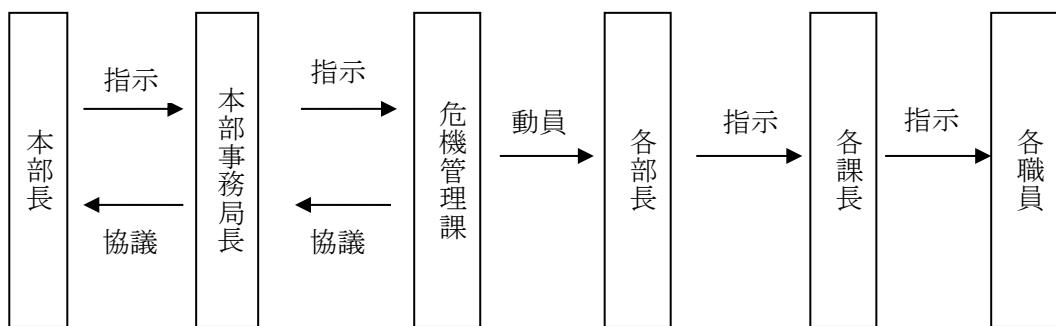
※本部付の職員は、対応状況を踏まえ部長の判断により隨時変更する。

三島市災害対策本部室配置図

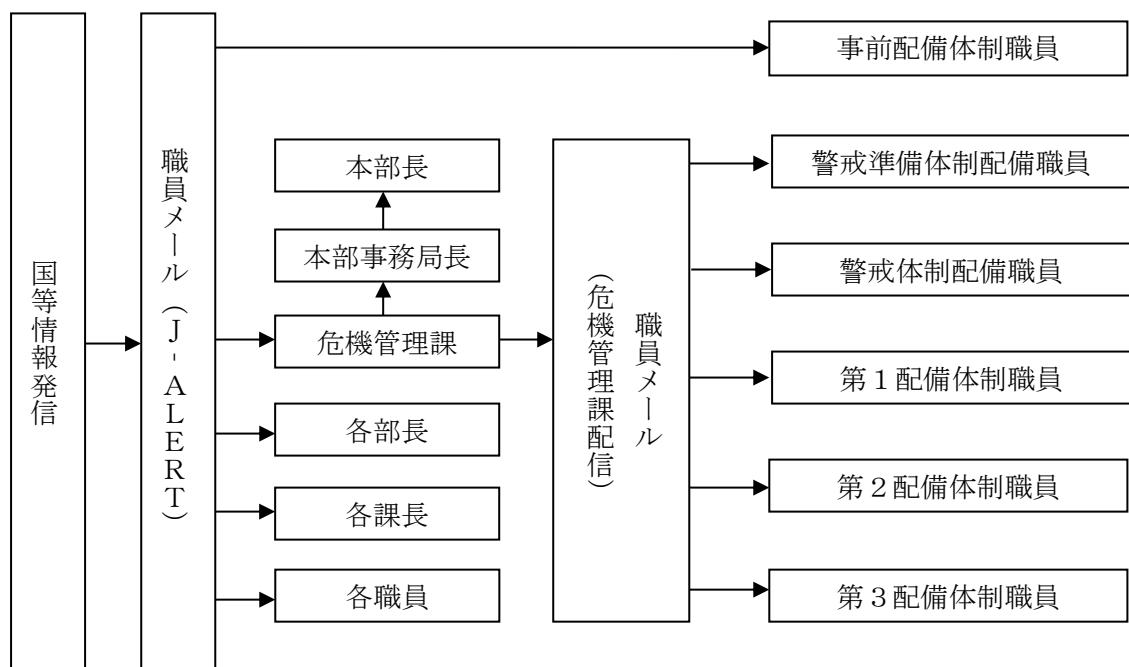
資料 1 – 9



勤務時間中における動員系統図



勤務時間外における動員系統図



※地震発生時は震度により自動で各配備体制職員にメールが配信される。

部別被害調査担当地区一覧表

令和7年4月1日

担当部	担当区域	地区数
環境市民部	加屋町・清住町・三好町・西本町・栄町・西若町・緑町・南町・広小路町・泉町・寿町・玉川・平田	13
こども・健幸 まちづくり部	本町大中島・本町小中島・芝本町・一番町・中央町・中央町2区・大宮町1丁目・大宮町2丁目・大宮町3丁目・加茂川町1区・加茂川町2区・シャルマンコーサ・愛宕・川原ヶ谷・緑ヶ丘・初音台・三恵台・初音	18
社会福祉部	小山中島・小山・御門・竹倉・押切・桜ヶ丘・東富士見・西富士見・並木・阿部野・塚の台・小山台・柳郷地・ヴァンヴェール遺伝坂・市営柳郷地住宅・シャリエ三島松が丘・松が丘	17
財政経営部	夏梅木・中・錦が丘・大場・多呂・北沢・鶴喰・青木・新谷・藤代町・三島パサディナ・東大場・モナーク三島・ウィスティリア三島青木・サンステージ向山王の郷・サンステージ向山はにまるタウン	16
企画戦略部	南本町御殿・南本町高台・北田町・中田町北・中田町南・南田町・富田町・南本町新御殿・大社町・東本町1丁目・東本町2丁目・日の出町・東町・南二日町・加茂・市営加茂住宅	16
産業文化部	佐野・見晴台・谷田・玉沢・台崎・谷田城の内・雪沢・山田・小沢・元山中・塚原・市山新田・三ツ谷・笹原・山中・山田住宅・塚原台・市営谷田住宅・箱根坂・塚原下原・桜郷里	21
計画まちづくり部	芙蓉台・萩・徳倉第3・徳倉第4・徳倉第5・徳倉第6・富士ビレッジ・沢地・富士見台・エンゼルハイム芙蓉台	10
都市基盤部	安久・松本・長伏・御園	4
議会事務局 監査事務局 会計課	梅名・中島・八反畠	3
教育推進部	文教町1丁目・合同宿舎文教住宅・幸町・文教町2丁目・文教町西・若松町・西旭ヶ丘・青葉台・文教町東岩崎・幸原町・徳倉第1・徳倉第2・千枚原・壱町田1丁目・壱町田2丁目・マルシオン・マルジュ壱町田・光ヶ丘1丁目・光ヶ丘3丁目・光ヶ丘県営住宅・光ヶ丘市営住宅・県営壱町田やまがみ団地・東壱町田・サンステージ壱町田・シャリエ三島壱町田・かわせみタウン壱町田・旭ヶ丘	26
合計		144

三島市オフロードバイク隊運営要領

平成 14 年 4 月 17 日制定

(目的)

第 1 条 この運営要領は、三島市オフロードバイク隊（以下「バイク隊」という。）の組織及び活動について必要な事項を定め、災害応急活動又は災害防止活動に資することを目的とする。

(任務)

第 2 条 バイク隊は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の初期情報の収集及び伝達等を任務とする。

(編成)

第 3 条 バイク隊は、次の各号に掲げるバイク隊員（以下「バイク隊員」という。）をもって構成する。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 隊 長 | 1 人 |
| (2) 副 隊 長 | 1 人 |
| (3) 小 隊 長 | 4 人 |
| (4) 隊 員 | 25 人以内 |

(任命)

第 4 条 三島市災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、職員に対し、バイク隊員の募集を行い、これに応じて隊員となることを希望する者のうち、適正があると認める者をバイク隊員として任命するものとする。

(任期)

第 5 条 バイク隊員の任期は、3 年とする。ただし、補欠のバイク隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 バイク隊員の再任は、妨げない。

(除隊の基準)

第 6 条 バイク隊員で次に掲げる者は、本部長の承認を得て除隊することができる。ただし、本人が希望し、任務を遂行することができると認められる場合はこの限りではない。

- (1) 課長級以上の職になった者
- (2) その他本部長が特に必要があると認める者

(活動区域)

第 7 条 バイク隊員の活動区域は別に定めるもののほか、危機管理監の指令するところとする。

(隊長及び副隊長の任務)

第 8 条 隊長は、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

副隊長は、隊長が出動することができないときは、バイク隊を指揮監督し、所要の活動を行う。

(心得)

第 9 条 バイク隊員は、被災地等の特殊な環境下で活動することに鑑み、バイク操作等の慣熟に努め走行技術の向上に図るものとする。

(参考基準)

第 10 条 バイク隊の参考基準は次のとおりとする。

- (1) 市内で震度 4 の地震を観測したとき。
- (2) 県内で震度 5 弱の地震を観測したとき。
- (3) 危機管理監から参考の指示があったとき。

2 バイク隊は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒及び巨大地震注意）が発表された場合、不要不急の外出を避け参考できる態勢を整えるものとする。

(出動)

第 11 条 バイク隊の全部又は一部は、次の各号に掲げる場合に出動するものとする。

- (1) 地震災害が発生したとき。
- (2) 前 1 号以外の災害が発生したとき。
- (3) 他の地方公共団体から応援要請があったとき。
- (4) 前各号以外の必要があったとき。

2 バイク隊は原則として危機管理監の出動指令により出動するものとする。

(解散)

第 12 条 バイク隊の全部又は一部は、危機管理監の解散指令により解散するものとする。

(訓練)

第 13 条 バイク隊は、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) バイク走行訓練
- (2) 通信確保訓練
- (3) 応急手当訓練
- (4) その他活動上必要な訓練

(安全管理)

第 14 条 バイクの安全管理については、三島市自動車等管理規程（平成 14 年三島市訓令第 4 号）の例による。

(補足)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、バイク隊の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

三島市災害対策本部、地震警戒本部のオフロードバイク隊の事務分掌

＜一般災害発生時＞（災害対策本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	所轄地域の情報の収集及び報告に関すること 本部との連絡調整に関すること 未確認情報の調査に関すること 避難勧告等に関すること 通信機器の管理に関すること

＜警戒宣言発令時＞（地震災害警戒本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	社会秩序状況の調査に関すること 避難対象地区住民等の情報に関すること 避難勧告等に関すること 通信機器の管理に関すること

＜発災後＞（災害対策本部）

隊長	オフロードバイク隊の統轄に関すること オフロードバイク隊員の指揮監督に関すること 隊員のジョブローテーション計画に関すること
副隊長	隊長の補佐 隊長に事故有る場合等の職務代理
方面隊	所轄地域の情報の収集及び報告に関すること 本部との連絡調整に関すること 情報の空白域の調査に関すること 未確認情報の調査に関すること 救護病院及び一般病院並びに診療所等の状況調査に関すること 避難勧告等に関すること 被災者の避難場所調査に関すること 通信機器の管理に関すること